真空包装機「YBM-170J」が

中小企業等経営強化税制優遇の認定を受けました

- ◎優遇内容
 - (1)税制優遇 法人税について、即時償却または取得価格の 10%税額控除

(※ 資本金 3000 万円超 1 億円以下の法人は 7%)

(2) 金融支援 政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証

債務保証等の資金調達に関する支援

(3)法的支援 業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、

事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置

◎税制優遇範囲

機械取得金額、運送費用、運送保険料、購入手数料、配管工事、電気工事費用等

(コンプレッサー購入、排出コンベア費用は所轄税務署に確認が必要)

◎申請時期 設備取得前に経営向上計画の認定を受ける

(設備取得後60日以内に経営向上計画認定も可)

- ◎優遇期間 2023(令和 5)年 3月 31 日まで
- ★日本包装機械工業会からの認定

詳しくは、中小企業等経営強化法に基づく支援処置活用の手引きをご覧ください